(iii)　上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above ; or
(iv)　上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above ;
.3　この証書に添付した書類に示される積載条件
in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.
上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。
Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to justify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.」

を

改める。

別記様式1-1中「すべて」を「全て」に、

「6　この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded :
.1　印章が付され、日付.....が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated.....and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration.
.2　この証書に添付した書類に示される積載条件」

を

「6　この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded :
.1　上記の規約の第2.2.1.2項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件
only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.1.2 of the Code ;
.2　上記の規約の第2.2.1.2項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、第2.2.1.3項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。
where a waiver permitted by paragraph 2.2.1.3 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.1.2 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods :
(i)　印章が付され、日付.....が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated.....and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration ; or
(ii)　承認された手段.....によりこの船舶以外の場所で検証された積載条件、
in accordance with loading conditions verified remotely using an approved means..... ; or
(iii)　上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above ; or
(iv)　上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above ;
.3　この証書に添付した書類に示される積載条件」

に、

「正当性を示す」を「正当性を示すために」に、「should」を「shall」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十条の次に一章を加える改正規定のうち、第四十条の二第三項に係る部分中「水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び」を削る。

附則第十八条第二項中「水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第九条中第十二号の四様式の改正規定は平成二十八年三月一日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（次項及び第三項において「新規程」という。）第百二十二条の四第三項、第三百二条の十一及び第三百二条の十四から第三百二条の十六までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であつてタンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。以下この項において同じ。）及び液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条の液体化学薬品ばら積船をいう。）であるものについては、新規程第百六十五条の規定にかかわらず、当該船舶については施行日以後最初に行われる定期検査（タンカーにあつては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十六の規定による定期検査）が開始される日又は平成三十三年一月一日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。